管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の検討」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の検討」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220010	小規模グループホーム活性化特区 （住宅を小規模グループホームとして利用できるようにするための規制緩和）	建築基準法第2条第7号、建築基準法別表第1、建築基準法施行令第114条第2項 等	グループホームについては、建築基準法上、原則として「寄宿舎」として取り扱われている状況である。 「寄宿舎」については、防火・避難上の安全対策等のため、1百火以上を主要な開口部に設置していて、保安の構造にしたの運営又は天井裏に達するようにすること、 2寄宿舎の用途の床面積が200㎡以上の木造等の建築物は、原則として居室や廊下・階段等の壁や天井の仕上げを準防火性の仕上げにすること等の規定が適用されている。	障害者自立支援法下におけるグループホーム・ケアホーム（以下「GH」）の指定が認める日標数値の中で、障害者自立支援法下におけるグループホーム・ケアホーム（以下「GH」）の数（戸数）が非常に不足していることが現状である。 また、障がい者のGHの戸当たりの平均入居者数は約3人との調査であり、建物は、地域の中で既存戸建て住宅などのストックを活用しながら事業運営を行っているケースが全国的に見ても主流である。 しかしながら、現状では建築基準法の用途変更（住宅→寄宿舎）が必要となり、建築主要構造部分、開口部・間仕切等の非常等の大規模な改修等の費用負担が大きいハードルとなっている。 また、建築物の用途を変更することにより、地域住民と交流をはかるGHの運営の有効活用を図り、また、地方自治体は未設置または未設置済による経済効果・地域活性化を図っている。 そこで、「手付かずの建物」をなくすために、現況の低廉住居に係る住環境を要する恵のための場合、第一種低層住居専用地域内の施設建物を自動用途で使用する場合に限り、大学等の高等教育機関の利用を認めることにより、地域活性化を図ることができるとともに、施設建物の有効活用、地域の安全・防災対策といった諸問題を早期に解決できると考える。	C	－	グループホームについては、その利用形態から、建築基準法上、原則として「寄宿舎」として取り扱われている状況であり、「寄宿舎」については、防火・避難上の安全性確保等のため、 1防火上主要な開口部設置について、準防火構造にしての屋裏又は天井裏に達するようにすること 2寄宿舎の用途の床面積が200㎡以上の木造等の建築物は、原則として居室や廊下・階段等の壁や天井の仕上げを原則として準防火性の仕上げにすること等が建築基準法において規定されており、国民の生命等の保護を図るための最低基準として、全国一律に定められている。 ・個別の物件の用途については その利用実態等を踏まえ特定行政庁の判断となるものであるが、用途を分与グループホーム火災（宿）が発生頻ないことを伴せて鑑みると、グループホームを、「寄宿舎」ではなく、より防火・避難に係る規制が緩い一戸建て住宅として扱うことは適切でない。 ※グループホームについては、平成18年1月に長崎県大村市にて、平成22年3月に北海道札幌市にて火災が発生し、いずれも3人がこくなるという大惨事が起きている。	C	－		

12 国土交通省 非予算(構造改革特区・地域再生 再々検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の見込み」の再意見	「措置の内容」の再意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の見込み」の再々意見	「措置の内容」の再々意見	各省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220100	高速道路の占用の緩和	道路法第３２条、第３３条、道路法施行令第７条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。		高速道路に、平屋根を設けその屋根の部分に太陽光発電パネルを設置することを可能とする	今回の東日本大震災による原発事故は、これまでの原子力発電を中心としたエネルギー基本計画を、再生可能エネルギーへ大きくシフトさせる結果となった。特に、再生可能エネルギーの中では太陽光発電が大きな比重を占めるものと思われる。一方、日本は、国土の狭さ、人口の密集、台風等の自然、など海外諸国とは異なっている。特に、住宅や工場、公共施設、自宅等の屋根、など有効活用出来る面積は、ほぼ、飽和状態に近い状態に設置又は計画されている。日本では、太陽光発電のさらなる、体験等への設置が望まれている。また、高速道路自体が高速道路の老朽化や道路脇の利用の未使用部分の深く出し入れ方法として、が、その設置環境はまだまだ少ない。原子力発電の代替エネルギーとしては不十分であるが、代替では、太陽光発電パネルを設置できる広大な空地等が各地方自治体の財政があるが、日本には、その様な広い遊休はなかなか見あたらない。そこで考えられるのが高速道路である。高速道路は、住宅地や高層ビルの間近と比較すり日照時や風雨そして電波障害等の問題が発生しないこと、太陽光を遮断する障害物がないこと、太陽光発電パネルを大規模に設置で全規模的できること、また、設置のために木を伐採する等、道路の間に自然を維持することが難しいという利点がある。
・2本1ペア高速道路は、大規模無線太陽光発電システムの構築に適した場所と言えるので、地方自治体が高速道路上に、平屋根を設けその屋根の部分に太陽光発電パネルを設置できるよう、高速道路の占用に関する規制を緩和することを求める。	F	II	道路占用の許可においては、道路に設置しようとする物件が占用許可対象物件と して規定されている必要があるところ、現在、太陽光発電設備は、占用許可対象物件に含まれていない。
国土交通省においては、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、太陽光発電設備の占用許可対象物件への追加の可否を検討しており、平成21年度中に結論を得ることとしている。	F	II								1603030109	個人	東京都	国土交通省
1220110	取得済特許権利用の経済活性化事業	建築基準法第2条第1号、建築基準法第3条第14項、建築基準法施行令第2条第1項第8号等	建築物の壁上に設置する太陽光発電設備等については、建築物の敷地に適合する場合には、建築物の壁上部分以外の部分として取り扱う。
土地に余裕なく設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを担いて設置する国民一人が立ち上がらなければ、国民の理解は得られない。なぜなら、国民全員が自分の利用法に供しないものについては建築物と して扱われる。
公共団体の許可による規格外の緩和対象には太陽光発電設備の設置された歩道車庫等も対象となる。 | 現在、原発事故に伴る電力の足不足、東日本震災の復興、デフレ経済及国等の財政が山積している現状ではあるが、政府には経済が安い。此の期に当たり太陽光発電の利用等を活用し地点移動的なビジネス、ベンチャーなどの新たな事業の創出・雇用の拡大・経済の活性化を図るべきと考える。
太陽光発電は、安価な材料を使用し、地点移動的なビジネス、スキームを設定し、事業形態を定める。事業形態を定める。ちなみに財源は国民が負担するポイント6ポイント方式による制度にする予定である。
ついては、各学校に対し、校舎の壁上に太陽光発電パネルを長期間で設置できるようにするとともに、太陽光発パネルを設置する際に無理なく建築基準法の各種規制を緩和することを求める。 | D | — | 太陽光発電設備を設置する際に無理なく各種の建築基準法の規定について明示されていないために、回答することはできない。
なお、太陽光発電設備等に係る建築基準法上の取扱いについては、「都成長戦略実現に向けた技術進んの経済対策」（平成22年6月18日閣議決定）における各施策を踏まえ、平成22年3月31日付けで技術的要「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱について」（平成23年3月25日国住指第405号）「建築基準法第3条第14項第1号の規定の運用等について」国住安第188号）を発出することにより、以下のとおり明確化をしたところ。
①建築物の壁上に設置する太陽光発電設備等
・建築物の壁上部分は、建築物の一部として取り扱う。
②土地に余裕なく設置する太陽光発電設備について
・国土全体は一定の地域全体について広域的かつ総合的な観点から土地利用に関して計画が定められていて、建築物の建ぺい率・容積率・高度地区・防火地域・準防火地域・風致地区・景観地区・特別用途地区・特別緑地保全地区・特別保存地区・歴史的風致維持向上地区・生産緑地地区・都市緑地・都市緑地保全地区・都市公園・都市公園等・都市施設・市街地開発事業・市街地開発事業等・地区計画・集落地区計画・特定街区・特定用途制限地域・特定防災街区・特定防災街区整備地区・特定用途誘導地区・特定容積率適用地区・特定高度利用地区・高度利用地区・高度利用地区内の建築物・高度利用地区内の建築物の容積率の最高限度・高度利用地区内の建築物の容積率の最低限度・高度利用地区内の建築物の敷地面積の最低限度・高度利用地区内の建築物の壁の位置の制限・高度利用地区内の建築物の敷地内の空地の確保に関する事項・高度利用地区内の建築物の敷地内の空地の確保に関する事項・高度利用地区内の建築物の敷地内の空地の確保に関する事項

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220190	東日本大震災からの復興における住宅市街地整備事業の適用	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第１条、第２条（定義）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法第１条（目的）及び第２条（定義）		「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」で規定するような住宅市街地整備事業を適用する。	震災復興地域において、現行の「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」で規定するような住宅市街地整備事業を適用し、市街地及び高台等の再生整備事業を実施する。 提案理由 被災地域は広大な面積に、および、多様な属性を持つ地権者が、多方面に分散している状況である。 本該当事業を適用することにより、柔軟で明確な意思決定のもと、土地利用計画、土地等の権利移動の調整、事業資金調達等が、円滑かつ迅速に実施されることが期待できる。	D	－	東日本大震災の被災地域において、高地を含んだ地域の再生整備事業として、土地区画整理事業の施行が可能であるため、提案内容は住宅市街地整備事業の施行可能地域の拡大によって現行制度上対応可能である。 なお、被災地域の復興対策については、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえつつ検討中である。	D	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０１０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220200	住宅市街地整備事業における組合に係る要件の緩和	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業（組合重要事項の議決）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		住宅市街地整備事業において、理事人を住宅市街地整備組合の常組合員とするとともに、組合の重要な議決事項の決定要件を緩和する。	住宅市街地整備事業において、理事人を住宅市街地整備組合の常組合員とするとともに、組合の重要な議決事項の決定要件を緩和する。 （現行要件　組合員の2/3以上の出席＋組合員と準組合員の1/2以上の出席） （決定要件　出席者の議決権の2/3以上かつ定款所有者の出席者及び被地権者持つ出席者それぞれの議決権の2/3以上＋準組合員を含む出席者の議決権の1/2以上） 提案理由 地権者等が多方面に分散していると中、各種計画の策定、権利調整等において、柔軟で明確かつ迅速な合意形成と意思決定が期待できる。	C	－	準組合員の措置については、提案理由との関連性が明確でない。また、組合の特別議決事項については、権利者の保護の観点から３分の２以上の要件を定めているものであり、措置することは適切でない。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０２０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220210	住宅市街地整備事業における組合に係る要件の緩和	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業（組合設立認可）、第３９条（定款の変更）、第４７条（組合の議決事項）及び第４８条（土地区画整理法の準用） 都市再開発法第２１条（組合設立認可）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		住宅市街地整備事業において、理事人を組合の部会の準部会員とするとともに、部会の重要な議決事項の決定要件を緩和する。	住宅市街地整備事業において、理事人を組合の部会の準部会員とするとともに、部会の重要な議決事項の決定要件を緩和する。 （現行要件　部会員の2/3以上の出席＋部会員と準部会員の1/2以上の出席） （決定要件　出席者の議決権の2/3以上かつ定款所有者の出席者及び被地権者持つ出席者それぞれの議決権の2/3以上＋準部会員を含む出席者の議決権の1/2以上） 提案理由 都市再生事業の施行により組合が取得する施設住宅の一部等の処分方法を、施行地区の工区毎に、円滑かつ迅速に決定することが期待できる。	C	－	準部会員の措置については、提案理由との関連性が明確でない。また、部会の特別議決事項については、権利者の保護の観点から３分の２以上の要件を定めているものであり、措置することは適切でない。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０３０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220220	住宅市街地整備事業における施行者の要件の緩和	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業の施行）、第３４条（現実又は現行）、第３８条（定款）、第４０条（組合の議決事項）及び第３８条（土地区画整理法の準用） 都市再開発法第５０条の２、５９条の２、建設省都再発第１５４号	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		都市再開発法と同様の手法を活用し、住宅市街地整備事業において、再開発会社を施行者として認める。また、同法で規定するような市営業務代行者制度及び特定建築者制度を導入する。	住宅市街地整備事業において、都市再開発法と同様の手法を活用し、再開発会社を施行者として認める。 また、同法で規定するような特定業務代行者制度及び特定建築者制度を導入する。 提案理由 市再開発の様（目標空間像を協同の活動により早期に実現に資く事業執行力を得るとともに大規模保留地を国内のみならず海外にも貢献するように高度に有効活用させることが期待できる。	C	－	提案内容は、要望事項「東日本大震災からの復興における住宅市街地整備事業の適用」に関連するものと考えられるが、被災地域においては、上述の要望事項は現行制度上、土地区画整理事業により対応可能であり、住宅市街地整備事業の施行可能地域の拡大を前提とした提案内容について構造改革特区として対応することはできない。 なお、被災地域においても、現行制度上、都市再開発事業において、特定業務代行者制度及び特定建築者制度の活用及びに会社施行は可能である。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０４０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220230	住宅市街地整備事業における住宅市街地整備会議文の緩和	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法第２４条及び第１６条 都市再開発法第２１条	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		都市再開発法と同様の手法を活用し、住宅市街地整備事業において、都市再開発法と同様の手法を活用し、住宅市街地整備組合の参加組合員の規定を緩和し、施行者が定める議決において、公募により選定と認定された民間法人等を参加組合員として認めることとする。 提案理由 現行法において、組合参加資格がある住宅デベロッパー法人等は、市の出資率が５０％以上の法人とされているが、この緩和により、復興再生事業の早期実現と最新な資金調達を可能にするとともに、民間活力の積極的な活用が期待できる。	C	－	参加組合員の要件は、参加組合員として土地を取得することが前提であり、かつ、義務性も高いものを規定している。なお、提案理由の民間活力の積極的な活用については、現行の都市再開発法等で対応可能である。また、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法では「市の出資率が５０％以上の法人」とは定めていない。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０５０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220240	住宅市街地整備事業における保留地及び換留床の被災者への優先的分譲について	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業（保留地処分）、第３６条（生活再建等のための施設住宅一部等の優先譲渡）等	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業（保留地処分）、第３６条（生活再建等のための施設住宅一部等の優先譲渡）等		住宅市街地整備事業において保留地及び保留床の処分について、特定の被災地域内で施設事業区域内に住宅する被災者に対して優先的に分譲されるように求める。	被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域の被災者においては、住宅市街地整備事業区域内であっても、個別住宅地、集合住地区の保留地及び共同施設住宅区の保留床の処分につず、優先的に分譲されるようにする。 提案理由 復興都市開発として、多くの被災地権者の新生活環境の形成確金に関わる計画的保留地、保留床の権利変換処分の優先譲渡により、広く被災者の早不敏産活用や生活環境への多彩で集団的なニーズ・選択による再生活動に効果的である。	D	－	保留地等の処分は、施行者が組合等の関係者と相談しながら決めるものであり、ご提案の内容は、現行制度上対応可能である。	D	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０６０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220250	住宅市街地整備事業における不動産の資産評価に関する規準の取扱いについて	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業２２条関連の土地建築・物件調査作成 都市再開発法第８０条（宅地等の価額の算定基準）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業２２条関連の土地建築・物件調査作成については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		都市再開発法と同様の手法を活用・拡充し、住宅市街地整備事業における不動産の資産評価基準日の指定に関する基準の取り扱いを定める。	住宅市街地整備事業において、都市再開発法における時価評価方式と同様の手法を活用・拡充し、宅地等の価額の算定方法や評価基準日を設定する。 大震災直前の従前不動産の権利調査を回復すさと地調査。物件調査で実測不可能の物件は大震災以前に記録されている固定資産税台帳等を基準とし、評価基準日は大震災前の平成２３年３月１０日とする。また、本件に係る基準日は事業施行者の総会議決において変更しないこととする。 提案理由 被が震度法等において、財産権及び居民の生命、自由及び幸福追求への実矢の権利、更には憲章で文化的な最低限の生活を営む権利等が保障されていることを鑑み、大震災直前の土地及び建物資産の調査（評価額）を補償することにより、特定区域内の被災地権者からの資産査定１０年前に戻り資産査定が可能となるものと思われるとともに、また、共同建設補助、生活再建の補助等の、従前の居住環境特性に対する新たな型式住宅の１００％近い床面積確保も可能となる。これは事業の円滑な促進に大きく貢献するものであり、この権利保護の認知なくしては、復興再生都市開発の被災地利害の新たな生活・環境形成への道を閉ざすことになりかねない。	C	－	宅地の価額の算定方法等について一律に国が定め、画一的な運用を行うよりも、施行者が個別の事業に応じて判断する現行制度によった方が、より事業が柔軟かつ円滑に実施することができる。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６０９０	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220260	住宅市街地整備事業における権利変換や組織等の移行に関する基準の取扱いについて	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。 都市再開発法第８９条（担保権等の移行）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		都市再開発法と同様の手法を活用・拡充し、住宅市街地整備事業における権利変換や担保権等の移行に関する基準の取り扱いを定める。	住宅市街地整備事業において、都市再開発法における権利変換及び担保権等の移行と同様の手法を活用・拡充し、震災前の従前土地建物について、震災前の従前土地建物の評価額等に応じた権利変換や担保権等の移行ができるよう取扱いを定める。当該の請手続きは、施行者の定款で記載する事項とし運用を行う。 提案理由 都成市街地に連接する出張・公園地の再生も充分考慮しか新市街地形成のため地利用計画、権利調整では、区画整理事業の施方策、住宅の既応面積と土地換地評価のみでの対相は厳しい。更に建築物件の全体構想方式のみでは組合とされる個別復興と新規建設資金の二重ローン問題への解消も困難である。地域の多様な属性に応じた新産業の権利移動と新たな資産環境に対する適切な時間調整をすることにより権利調整計画の適正な対応が期待できる。	C	－	宅地の価額の算定方法等について一律に国が定め、画一的な運用を行うよりも、施行者が個別の事業に応じて判断する現行制度によった方が、より事業が柔軟かつ円滑に実施することができる。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６１００	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省
1220270	住宅市街地整備事業における不動産の買取業事の拡大	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業（土地の買取り）	現行制度上、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅市街地整備事業については、同法第２条第１号に規定する大都市地域に限り施行することができる。全国的な制度としては、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行が可能であり、土地区画整理事業においては、最地を含んだ施行地区とすることも可能である。		住宅市街地整備事業における買取り対象について現行では「土地」のみであるのを「土地及び建物」に拡大し、また、買取主体について現行の「都府県」に「国」を追加する。	住宅市街地整備事業において事業区域内の地権者等は都府県へ土地を買い取るべき旨の申出を行うことができるとしている。そこで、買取り対象について現行では「土地」のみであるのを、「土地及び建物」に拡大し、また、買取主体について現行では「都府県」のみであるところ、「国」を追加する。 これにより中出に係わる混乱の回避が期待できる。	C	－	土地の買取の申出は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第７条第１項に基づいて被害行為等の許可がされない場合の土地の買取り規定であり、一定の要件が条件については、許可をしなければならないこととなっており、同制度と、買取り主体は、許可権限を有する都府県で十分対応できる。 なお、建築物については、保険地預証券の施行者による建築物の移転又は除却に伴う損失を受けた者は、その補償を受けることができる。	C	－								被災地域再生への住宅市街地整備事業の適用	１０５６６１０００	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム	東京都、宮城県	国土交通省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容等	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の見込み」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の見込み」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220280	特別分譲施設への発電給湯について	都市計画法第7条、第29条、第30条、第33条、第34条、第43条	市街化調整区域での開発行為は都市計画法第３３条号に規定する基準に適合し、かつ、同法第３４条号のいずれかに該当すれば、開発許可権者（都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び保健所設置市）（以 の長）が許可することになっている。 （注）地方自治法第２５２条の１７の２第１項の規定に基づき、都道府県知事の権限に関する事務の一部を処理することされた市町村	松阿賀地区開発区域での開発行為は都市計画法第３３条号に規定する基準に適合し、かつ、同法第３４条号のいずれかに該当すれば、開発許可権者（都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び保健所設置市）（以 の長）が許可することになっている。 （注）地方自治法第２５２条の１７の２第１項の規定に基づき、都道府県知事の権限に関する事務の一部を処理することされた市町村	市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に平成長地は市街化区域内に隣接しているが、これらは特別分譲施設の建設をすると農地に指定されるとされ、市街化調整区域になる。これらの建設を希望する場合、市街化調整区域内の建設許可を得ることが困難であるため、建設が難しい状況にある。 なお、長冬車庫による「特別分譲施設」は、別紙資料（ファイル名 青木金沢 プリッジ社会福祉法人 福島県の安定した福祉サービスの提供を継続するための取組方針 .pdf）によると「高齢者の自宅復帰施設」（以下「在宅福祉施設」という。）とされていることから、以下のいずれかに該当する場合は開発許可は不要である。ただし、この判断については開発許可権者が行うことから、開発許可権者に確認されたい。 1．「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「老人介護支援センター」、「有料老人ホーム」、「高齢者向け優良賃貸住宅」、「認知症対応型共同生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「サービス付き高齢者向け住宅」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」、「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」、「サービス付き高齢者向け住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」、「認知症対応型共同生活

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の見込み」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の見込み」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220370	軽自動車を使用したタクシーの基準車数の緩和	特定特別区域地域等における当該事業者の一般乗用（旅客運送用）台数の要望に応じることができる事業用自動車（の合計数を基準車両数とする。	特定特別区域地域等における当該事業者の一般乗用（旅客運送用）台数の要望に応じることができる事業用自動車（の合計数を基準車両数とする。	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	現行法で規制されている軽自動車のタクシー業務への使用について、その使用が認められた場合、その車両は基準車両数から除くことにする。	タクシー事業に軽自動車（「以下、軽四タクシーという。」）の使用が認められた場合、その軽四タクシーは登録運輸局が示した基準車両数には含めないものとする。 軽自動車の導入により初期投資、運行コストが現行車両より低下し、より安い料金設定が可能となり、その軽四タクシーを使用して新たな需向創造（ジョブロックに対する）において エリアカー的な空間・駐車数による。いわゆる「駐車ロケタクシー」運行をすることで、従来のタクシー利用者層とは異なる新たな利用者が見込める。 また、軽自動車を用で運行しているタクシーとして「デマンドタクシー」、及び「コミュニティバス」において、同乗者の少ない場合や利用者の少ない路線を軽四タクシーで運行すれば、トータルとして考えることで利用料金を低く設定でき、利用者負担の軽減から利用者増を見込め、タクシー業界及びその活性化を図ることができる。 さらに、運行エリアを限定することで１社当たりの運行台数を２～３台程度にできることから、一般の営業タクシーでも認められているとおり、北陸信越運輸局が示した基準車両数は軽四タクシーを含めないものとして、現在のタクシー利用者数には含まず影響がなく、問題はないものと考える。	管理コード1220350における回答のとおり、ご提案のような軽自動車によるタクシーの営業については、過去ではないと考えている。	管理コード1220350の要望が認められた場合には、本提案についても回答されたい。	C	－	管理コード1220350における回答のとおり、ご提案のような軽自動車によるタクシーの営業については、過去ではないと考えている。			C	－		軽自動車のタクシー事業特区特区	1030210300	海王交通株、南小松タクシー、大門タクシー株	富山県	国土交通省
1220380	被災地域への投資環境改善のための緩和措置を要望します。	2.船舶法第一条第三号	2.日本の法令により設立された会社で本邦に本拠を有する船舶を日本船舶としているもの	被災地域への投資環境改善のための緩和措置を要望します。 【PPP・PFIの民間参入の促進】 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し、競争入札・プロポーザル以外に、迅速な事業入札とします。既の高い事業ならば手目的に、「競争的対話方式」の導入。 ⇒実施現場：大規模で広範囲にわたる被災地域にて、国・自治体と民間の力を総動員することが求められる。被災地の復興にも関が必PPP・PFI方式を効果的に活用するスキームの検討が必要。 【2.外資系企業の規制的参入該当】 外資系の規制的該当として、役員要件の緩和（船舶法） 「日本船舶において役員の2/3は日本人とする」要件の緩和。 ⇒実施現場：水産業の盛んな北欧諸国等の受け入れ該当により、大規模な水産業の発展にも貢献しうる。	日本船舶を所有する法人における日本人役員の割合に関する船舶法との要件の緩和が可能であるかについて回答されたい。	－	－	【2.外資系企業の規制的参入該当】 外資系の規制的該当として、役員要件の緩和（船舶法） 「日本船舶において役員の2/3は日本人とする」要件の緩和。 ⇒実施現場：水産業の盛んな北欧諸国等の受け入れ該当により、大規模な水産業の発展にも貢献しうる。											
1220390	バス事業の要件緩和や検査の簡素化	・道路運送車両法 ・道路運送車両の保安基準 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令	・「道路運送車両法」において、自動車の構造や使用制限が特殊であることにより保安上及び安全上、支障がないと地方運輸局長が認めた場合には、指定する基準の緩和を行っている。 ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」において、バス車両の乗降口や運行制限に関する基準緩和が認められ、認定により特別な保安が認められ、認定した場合には、指定する基準を適用除外としている。	地域公共交通会議や地域公共交通総合連携計画に基づく運行である場合に、「道路運送車両の保安基準」や「道路運送車両法」で定められている乗車定員１１人以上の車両の旅客自動車運送事業に係る認定及び「公共交通移動等円滑化基準」の バス車両に関する規定について、道路運送車両の保安基準第５条ゆ公共交通移動等円滑化基準４条３項の申請を行うことなく、基準の適用除外とする。	現在、乗車定員１１人以上の車両を旅客自動車運送事業に用いる場合、指定されている車両に大幅な改造を加える必要があり、その分の費用負担が１人以上の車両を導入する際の障壁となっている。 地域と時間帯によっては、乗客が９人以上（運転手除く）になることがあるため、１５人乗り車両をコミュニティバスに利用したいという需要があるが、現状では、同じコミュニティバスでも道路運送法４条による運行か７９条による運行かで異なっては、車両改造の要否が分かれる状況にある。 ４条による運行の場合は、改造費の増高と車検の時間しという課題のどちらかを選択しなければならない状況にある。 一方で、１５人乗り車両と１９人乗り車両ではれ寸は変わらない。地域公共交通会議や地域公共交通総合連携計画に基づく運行の場合、利用者である地域住民も含まれた上での運行であるため、地域住民の理解を得ることは、地域の交通体系を考える上で重要であるが、地域公共交通会議や地域公共交通総合連携計画に基づく運行の場合、１９人乗り車両について、地域住民の理解を得ることは、基準の適用除外とする。 また、公共交通移動等円滑化基準第４条の申請についても、同様に申請を行うことなく適用除外にして車両改造を図る。 いずれも、市町村や交通事業者に運行形態の選択の幅を広げ、費用、労力の節減につながる効果が期待できる。	石坂実主体からの意見に対して回答されたい。	石坂実主体からの意見に対して回答されたい。	C	－	自家用有償旅客運送については、運送形態が自家輸送に従っていると認められることや輸送の対象となる旅客や地域が限定されており、不特定多数の利用者の利便を確保する必要がある旅客自動車運送事業と は異性が異なることから、同等基準を適用する必要はないものと考えています。 また、乗車の安全確保の観点から基準の適用範囲を設ける必要があり、乗車定員が９人（ドライバー含む）を超えるものとなるため、技術基準については乗車定員11人で適用範囲を区切っています。	石坂実主体からの意見を踏まえ、再度検討のこと。回答されたい。	この提案は、旅客自動車運送事業を対象にするものですが、自家用有償旅客運送と同様、地域公共交通会議等に基づく運送を想定しており、旅客や地域を限定した運送に対して適用を求めていますが、旅客や地域の限定には、次の条件をかけることで控除し得ると考えており、適用の除外は可能と考えます。①運行区域は一つの市町村とする。②旅客を限定する。③車両は市町村所有とする。④乗降車側には十分な安全設備を設置する。 また、乗車定員９人以下（ドライバー含む）乗車定員１１人以下のものと変わらない車両が施されていますので、このような車両を使用する場合は適用除外が妥当と考えます。	C	－	特定の車両を会議において採択基準を定めているわけではありませんので、現行基準を見直すことは適当ではないと考えています。 ただし、地域の実情に応じた運行その他の事情にも適宜対応することとしており、保安基準第５５条に基づく基準の緩和を行っているところです。出発時間並に当該緩和申請ができるものとは限りており、旅客自動車運送事業自動車に関連する基準について緩和を行っている事例がありますので、最寄りの地方運輸局等にご相談ください。	1030800100	福岡県	福岡県	国土交通省
1220400	タクシー事業に係る増車後監査の要件緩和	総合調整地域の指定等の実施に関する法律	特別監視地域において タクシーの増車を行う場合には「増車７日前までの届出」と「増車後の監査」を受けなければならない。	特別監視地域（特定特別監視地域を除く）において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく組織が、あるいは地域公共交通会議で了承された場合、増車に伴う措置を「増車７日前までの届出」のみとし、監査の免除をしてほしい。 また、地域公共交通活性化・再生総合事業等において、総合タクシー未実施不足間に空き時間を利用して車両を運用する場合は、提知の対象とし、監査を受けた必要がある。 そのため、タクシー事業者としては空き時間をタクシーとして有効活用を実施可能とより効果的となっている。一方で、上記協議会や地域公共交通会議には、交通事業者も構成員として入っており、加えて、国土交通省も運輸局等の認可や地域公共交通会議の構成員として入っている。 このことから、提知の対象とする増車については運輸局に委ねる。 道路運送法第８条で規定されている「貸切旅客地域」や過疎地大により運転手の労働条件の悪化を招く懸念が大きな「特定特別監視地域」と異なり、「特別監視地域」のみの指定の場合、過疎地域も含んでいる。このような地域においては、指定に至った理由は、事業側の要望ではなく、営業収益の減少によることが大半と想定する。事業者にとっては、車両の空き時間の有効活用はコスト削減により、営業収益の増加に繋がるため、過去の事例しか出ったものと考える。	石坂実主体からの意見に対して回答されたい。	石坂実主体からの意見に対して回答されたい。	C	－	通常の4、5人乗りのタクシー車両であれば、供給過剰状態に陥るおそれがあることから想定できないではないが、乗タクシーとして利用される車両は一般的に１０人乗りの車両である。この車両は、まとまった乗客があるときや地方の車両が不足する場合に利用されるに過ぎず、普段は乗合タクシーとして利用されるため、供給過剰に繋がる懸念には当たらないと考える。 また、「増車７日前までの届出」をしたとて一般タクシーとして利用することになるとの明言されれば、供給過剰状態に陥るおそれがあることから、地域公共交通会議等で了承された一般タクシー（乗合タクシー併用）の増車であっても、監査の例外とすべきではない。	一般タクシーとして使用する車両の用途が「主として」一般タクシーとして利用するものであるか否かを問わず、乗合タクシー専用車でないは、いわゆるジャンボタクシー等を全て一般タクシーとしての用途が指定されることとなり、供給過剰状態に陥るおそれがあることから、監査の例外とすることはできない。 また、当該車両の乗車定員が１０人であるに等しであっても、上記の同様の理由により監査の例外とすることはできない。 なお、特別監視地域においても、輸送の安全確保等について万全を期した上で増車することは可能であり、かつ、既存車両の代替により乗合乗用タクシーを導入する場合には、増車による監査の対象とはならない。	C	－										
1220410	スクールバスにおける有償と無償の共存	道路運送法 道路運送法施行規則 自家用有償旅客運送等の要望に応じることができる事業用自動車（の合計数を基準車両数とする。	市区町村が行う自家用自動車によるスクールバスの運行は、市区町村自治体が主体となる地域公共交通会議における合意を得た場合には、道路運送法第79条の登録を受けることにより市町村運営有償運送として運行することができる。	特別監視地域（特定特別監視地域を除く）において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく組織が、あるいは地域公共交通会議で了承された場合、増車に伴う措置を「増車７日前までの届出」のみとし、監査の免除をしてほしい。 また、地域公共交通活性化・再生総合事業等において、総合タクシー未実施不足間に空き時間を利用して車両を運用する場合は、提知の対象とし、監査を受けた必要がある。 そのため、タクシー事業者としては空き時間をタクシーとして有効活用を実施可能とより効果的となっている。一方で、上記協議会や地域公共交通会議には、交通事業者も構成員として入っており、加えて、国土交通省も運輸局等の認可や地域公共交通会議の構成員として入っている。 このことから、提知の対象とする増車については運輸局に委ねる。 道路運送法第８条で規定されている「貸切旅客地域」や過疎地大により運転手の労働条件の悪化を招く懸念が大きな「特定特別監視地域」と異なり、「特別監視地域」のみの指定の場合、過疎地域も含んでいる。このような地域においては、指定に至った理由は、事業側の要望ではなく、営業収益の減少によることが大半と想定する。事業者にとっては、車両の空き時間の有効活用はコスト削減により、営業収益の増加に繋がるため、過去の事例しか出ったものと考える。	市区町村が行う自家用自動車によるスクールバスの運行については、地方公共団体が認められる場合、その車両は旅客運輸局が示した基準車両数には含めないものとする。 また、市区町村が行う自家用自動車によるスクールバスの運行については、市区町村長が主体となる地域公共交通会議における合意を得た場合には、道路運送法第７９条の登録を受けることにより市町村運営有償運送として運行することができる。 市町村運営有償運送における対価については、道路運送法第79条の2及び方法により定められ、かつ、原則として実費とする。ただし、道路運送法第79条の2及び方法により定められた、かつ、原則として実費とする。 市町村運営有償運送が利用者から収受する対価の取り扱いについて（平成18年9月19日国自旅第144号通達）：「市町村運営有償運送のうち乗合交通型の輸送を行うものに係る対価の取扱について」は、当該地域又は、関係市町村等が「地域公共交通会議等の運営」当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営、当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営、当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営を目安とする」と規定しているのみであり、実費を超えた対価の収受は認められていない。 このために、ご提案のような、国土交通省に為ない地域公共交通会議において合意を得た上で、有償運送として登録することにより運賃等から運送の対価を収受することが可能である。	道路運送法第79条の規定は一般乗合旅客自動車運送事業者に対し適用する規定であり、同法第10条の規定は一般旅客自動車運送事業者に対し適用する規定であり、いずれも、この改正で新たに対象となっている市町村運営有償運送には適用されない規定である。 ご提案の「スクールバスにおける有償と無償の共存」について、市区町村が行う自家用自動車によるスクールバスの運行は、市区町村長が主体となる地域公共交通会議における合意を得た場合には、道路運送法第７９条の登録を受けることにより市町村運営有償運送として運行することができる。 市町村運営有償運送における対価については、道路運送法第79条の2及び方法により定められ、かつ、原則として実費とする。ただし、道路運送法第79条の2及び方法により定められた、かつ、原則として実費とする。 市町村運営有償運送が利用者から収受する対価の取り扱いについて（平成18年9月19日国自旅第144号通達）：「市町村運営有償運送のうち乗合交通型の輸送を行うものに係る対価の取扱について」は、当該地域又は、関係市町村等が「地域公共交通会議等の運営」当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営、当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営、当該地域における輸送初の一般乗合旅客自動車運送事業の運営を目安とする」と規定しているのみであり、実費を超えた対価の収受は認められていない。 このために、ご提案のような、国土交通省に為ない地域公共交通会議において合意を得た上で、有償運送として登録することにより運賃等から運送の対価を収受することが可能である。			D	－										
1220420	コミュニティ運送における無償の範囲拡大	道路運送法 道路運送法における登録運送以外の要件について（平成１８年９月２９日事務連絡）	自家用自動車による有償運送は原則登録又は許可を要することとなるが、ボランティア運送における運行為等を自家用自動車による有償運送の対象外とする。 ボランティア運送は、当該運送行為がわれない場合には発生しないことが明らかな場合であり、客報代、一義的に合理的な水準が特定できるガソリン代、運賃徴収料、駐車場代のみをサービスの提供を受ける者が実費を負担する程度の対価に対しの提供を受ける者が実費を負担する程度の対価については、「運送の対価」とはなっておらず、自家用有償運送となり、登録を要しないものと解されている。	運送主体が地域コミュニティの場合には、ボランティア運送に対して地域コミュニティが「自為りの運転」を行うことが、「運送の対価」とみなされない場合に、その支援を「運送の対価」とみなさないことである。この支援をもって「自治体等の地域コミュニティに関するものと認められる場合」に、運送の対価とみなされないものとして、取り扱うことが可能であるか。 また、地方公共団体がその運送に要する経費を自治体等の地域コミュニティに対して支援する場合に、その支援を「運送の対価」とみなさない場合を求める。	【PPP・PFIの民間参入の促進】 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し。競争入札・プロポーザル以外に、迅速な事業入札とします。既の高い事業ならば手目的に、「競争的対話方式」の導入。 ⇒実施現場：大規模で広範囲にわたる被災地域にて、国・自治体と民間の力を総動員することが求められる。被災地の復興にも関が必PPP・PFI方式を効果的に活用するスキームの検討が必要。 【2.外資系企業の規制的参入該当】 外資系の規制的該当として、役員要件の緩和（船舶法） 「日本船舶において役員の2/3は日本人とする」要件の緩和。 ⇒実施現場：水産業の盛んな北欧諸国等の受け入れ該当により、大規模な水産業の発展にも貢献しうる。	日本船舶を所有する法人における日本人役員の割合に関する船舶法との要件の緩和が可能であるかについて回答されたい。	－	－	【2.外資系企業の規制的参入該当】 外資系の規制的該当として、役員要件の緩和（船舶法） 「日本船舶において役員の2/3は日本人とする」要件の緩和。 ⇒実施現場：水産業の盛んな北欧諸国等の受け入れ該当により、大規模な水産業の発展にも貢献しうる。											
1220430	自家用有償運送への地域コミュニティ運送の適用	道路運送法 道路運送法施行規則	自家用有償旅客運送に「地域コミュニティ運送」を追加する。	自家用有償旅客運送に「地域コミュニティ運送」を追加する。 【実施内容】運行主体が自治体等の市町村で認められた住民自治組織（地域コミュニティ）の場合には、自家用有償運送を可能とする。なお、その条件は、道路交通法第７７条に定める「特定の場合」とする。 【提案理由】現在、市町村が運行主体となる場合は「市町村運営有償運送」、ＮＰＯ等の法人格をもった組織が運行主体となる場合は「福祉有償運送」の登録が認められている。しかし、「福祉有償運送」は、「自家用自動車を用いて、有償で、他人を運送する事業」であり、「道路交通法」は、「自家用自動車を用いて、有償で、他人を運送する事業」は「旅客運送事業」であるとしており

整理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	総合規制・関連規制に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の内容」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1220450	1. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流法」という。）第２条第１号及び同法施行規則第１条第１号における総合効率化の定義の緩和 2. 全国主地の区域等による地域における産業集積の創成及び活性化に関する法律（以下「全国主地区域法」という。）第５条第２項第３号の取り扱いの緩和 3. 工場立地法第２条第１項に基づく工場適地の定型要件における市街化調整区域等において認可の緩和 4. 農地法に基づく通知「農地法の運用について」第２－１－（１）－イ－（イ）－ｅ－（ｅ）工場適地区に隣接する土地の区域に係る産業上の土地利用との調整の緩和	物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律２条２項第３号、同法施行規則第１条第１号	特定流通業務施設の立地要件は、総合効率化（高度流通業務効率化の促進に関する法律第２条第３号）の実施主体が、インターチェンジ等と連絡性の高い交通ネットワークの区域内となっている。		1. 物流法第２条第３号に掲げる高度な動態関連で物流の適正な統制下と総合効率化（以下「総効法」という。）第２条第１号及び同法施行規則第１条第１号における総合効率化の定義の緩和 2. 全国主地の区域等による地域における産業集積の創成及び活性化に関する法律（以下「全国主地区域法」という。）第５条第２項第３号の取り扱いの緩和 3. 工場適地区定義第２条、都市計画法の開発（4）において、市街化調整区域について以前調査しないとあるものを例外化し、都計法第３４条１２号に２名産業団地区域に指定された場所について工場適地区に変更可能とする。 4. 上の工場適地区の区域を打ち開の産業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地区の開発が早まるなど、具体的に、優良農地については、つとめてこれをさけることを考えたいので、本地区の開発に関する場合は、この開発を適用しないこと。	実施内容 ①緩和により、任和１０から半径５ｋｍ以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。 ②の緩和により、任和１０周辺地区が同意企業重点促進区域となり、開発開発と の調整が円滑となる。 ③の緩和により、任和１０周辺地区で企業誘致に意欲をもたることとなり、広く立地を考えて、ＰＲ活動を行うことが可能となる。 ④の緩和によりの緩和がより円滑に行えることとなる。 提案理由 本市は、平成17年度に、田春台開市・田花町が合併した。しかし、既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部商店街振興計画」を策定し都市政策と地域振興を「まちづくりエリア」を策定した。特に商既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして任和１０周辺地区を位置づけた。 しかし、用地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に地域の活性化に支障をきたしている。 このため、用道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。	C	－	本制度は、物流総部法としての性格を有する社会資本等の近傍に立地し、見さげまの合理化を図る設備及び情報処理システムを備えた流通業務設を体系化して、輸送、保管等の流通業務の総合化、効率化及び環境負荷の低減に資するよう政策誘導を図るものである。 ・その場合の立地要件は、上記の政策誘導を勘めるとて重要な要件であるため、建設中又は計画段階で供用開始日が未定である社会資本等を立地要件に含めることは、適切とは以えず困難である。	有限実主体からの意見に対して回答されたい。	本実施内容のうち、物流法の「総効法」への変更は、総効法は、物流総効法（総効法）の略称であり、物流総効法は、物流総効法（総効法）の略称であり、物流総効法は、物流総効法（総効法）の略称であり、物流